

仕様書

1 適用

この仕様書は、防災保守 17 号 電話交換設備点検保守に適用する。

2 委託場所

別紙 1 のとおりとする。

3 委託対象機器

別紙 2 のとおりとする。

4 委託内容

(1) 定期点検

点検内容は別紙 3 のとおりとする。点検の結果、必要に応じて調整、増し締め、給油、消耗品の交換又は補充、清掃、軽微な補修等、常に各種設備が正常に稼働するよう努め、性能を維持する。

(2) 臨時点検

乙は、当該設備に障害が発生した場合などにおいて、甲から連絡を受けた際は、直ちに業務従事者を派遣し、故障等の原因の調査を行うとともに、必要な措置を行い、結果を報告すること。報告時は障害の原因、復旧に必要な時期、取り替えを要する部品名、概算額等を速やかに報告すること。

(3) 修繕対応

臨時点検の結果、修繕が必要となり、甲から修繕依頼があった場合には、対応すること。修繕完了後、甲に結果を報告し、速やかに修繕報告書を提出すること。

5 点検回数

(1) 定期点検

令和 8 年度 支部局、中継局 1 回

令和 9 年度 県庁統制局 1 回

(2) 臨時点検

故障・障害等発生時（随時）

重障害および緊急時は夜間・休日対応可とする。

(3) その他

交換機が収容する回線の番号増設・変更、クラス変更、多機能電話機の増設・移設等、交換機運用上必要な作業は、甲の指示を受け実施する。当該費用が発生する場合は、見積書を甲に提出する。

6 業務責任者等

(1) 乙は、委託契約締結後、速やかに業務責任者を選任し、甲に書面で提出すること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

(2) 業務責任者は、仕様書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとし、常に甲の担当職員と連絡を緊密に行い、業務従事者を指揮監督することとする。

(3) 業務責任者は、受託業務の履行監理・運営に必要な知識・技能・経験を有する者とする。なお、業務責任者は業務従事者を兼ねることができるものとする。

(4) 業務従事者は、業務の履行に必要な知識・技能・経験を有するものとする。

- (5) 乙は、次の工事担任者資格者証のいずれかを有し、電話保守点検の実務に1年以上経験のある者を1名以上、業務従事者に配置すること。

- ア 総合通信
- イ AI・DD総合種
- ウ アナログ・デジタル総合種
- エ 第一級アナログ通信若しくはAI第一種又はアナログ第一種
第一級デジタル通信若しくはDD第一種又はデジタル第一種

7 提出書類

- (1) 業務責任者届（任意様式）
- (2) 業務計画書（任意様式）

下記事項を記載した業務計画書を作成し、契約締結後3週間以内に提出して甲の承認を受けなければならない。

- ア 業務概要
- イ 全体工程表
- ウ 安全・事故防止対策
- エ 組織体制
- オ 連絡体制（夜間、休日、緊急時含む）
- カ 作業従事者名簿（業務に係る資格記載）
- キ 点検報告書様式
- ク 測定器一覧（校正日記載）

業務計画書の重要な内容を変更する場合は、甲に変更箇所を提出しなければならない。

- (3) 点検報告書（定期点検及び臨時点検）

点検終了後、下記事項を記載した報告書を作成し、速やかに提出して検査を受けなければならない。

- ア 点検結果の概要（総括）
- イ 点検結果による技術的所見
- ウ 点検記録（外観、動作試験、測定）
- エ 現場写真
（修繕報告書）
- ア 修繕の概要（総括）
- イ 修繕による技術的所見（原因・処置内容）
- ウ 点検記録（外観、動作試験、測定）
- エ 現場写真（新・旧写真、作業中、修繕取付前・後）

報告書の表紙のタイトル名は目的に応じて、「定期点検報告書」、「臨時点検報告書」、「修繕報告書」のいずれかを記載すること。

定期点検報告書については、施設毎にインデックスを付けて明記すること。

各報告書は任意様式とするが、出来る限り見やすい様式、分かりやすい表現とすること。

点検記録については、判定基準値、判定結果を記載すること。

現場写真については、点検作業状況及び障害状況等を撮影箇所とし、撮影頻度は施設毎1枚以上とする。交換が必要な箇所や不具合を発見した場合は、その状況が分かる写真や文言等を報告書へ添付すること。

点検報告書は任意様式とする。

令和 8 年度の定期点検報告書は 2 月までに提出すること。

(4) 緊急時の連絡先

大型連休、夏季休暇、年末年始等の長期休暇時について、緊急連絡先及び連絡体制表を必要に応じて提出すること。

(5) 実施工程表

定期点検を実施する 2 週間前までに提出し、承認を得ること。また本業務の実施にあたり、施設利用者に支障を与えないよう実施日時を調整すること。予定日を延期する場合、速やかに甲に連絡し、延期日が決まり次第、甲に点検日を連絡すること。

8 安全等の確保

- (1) 業務の実施に際しては、施設利用者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 業務の実施に当たり、常に安全管理に心掛け、感電、墜落事故等に十分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用するものとする。
- (3) 業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう業務従事者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (4) 業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに甲に報告し、甲から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- (5) 山間部での移動がある箇所については、斜面滑落などには十分注意すること。業務実施途中で点検路の崩落など通行が困難な箇所にあった場合には、その箇所の通行を要する箇所の点検業務は行わず、速やかにその旨を甲に報告すること。また、蛇や蜂、ヒル、ダニその他の危険生物等には十分注意し、医薬品や殺虫剤の携行等の対策及び装備を行うこと。

9 費用の負担

- (1) 乙は、業務に必要な範囲内で、甲の施設及び設備を無償で 사용할 ことができる。
- (2) 業務に必要な工具、計測機器、消耗品、材料及び油脂等（以下含む）は、乙の負担とする。

なお、計測機器は点検整備・校正を行ったものを使用するものとする。

ランプ類、ヒューズ類、電話機用コード部品、ジャンパ線、データバックアップ用記録媒体、潤滑油、グリス、ウエス、モノレール用ガソリン等

- (3) 甲の所有する保守用測定器類、保守工具、予備品を使用するときは、甲の承認を受けなければならない。
- (4) 障害発生の場合、乙は甲の連絡により速やかに業務従事者を派遣し、復旧すること。その場合の費用負担については、別表のとおりとする。点検及び調整等の軽微な保守により復旧できるものは契約金額に含まれるものとし、部品の交換その他の修理が必要なものは別途協議するものとする。
- (5) 修理において甲の負担となる場合は、当該費用の見積書を甲に提出すること。
- (6) 甲の要求により設備の一部、電話交換機、付属機器等の増設、移転、取替、改造、撤去等の変更工事を行う場合は、別途見積書を提出して甲の承認を得たのち、施工するものとする。

1 0 関係法令

業務の実施に当たっては、次に掲げる法令等を遵守するものとする。

- (1) 有線電気通信法
- (2) 端末設備等規則
- (3) 電気通信事業法
- (4) その他関係諸法令

1 1 留意事項

- (1) 点検に当たっては、甲の担当職員と緊密な連絡を取り、機器本来の性能を十分発揮できるように務めなければならない。
- (2) 定期点検、臨時点検及び修繕の作業時間については、原則として平日の午前8時30分から午後5時00分までの間とする。なお、この時間範囲外であっても運用上の緊急対応、災害等支援など緊急を要し、甲の担当職員から要請を受けた場合は、作業を行うことができるものとする。
- (3) 当該機器は、常時運用状態にあるので、点検保守に際して装置を一時的に停止させる場合には、停止時間を必要最小限度にとどめなければならない。
- (4) 業務を遂行するに当たり、技術・システム上不明な点は、乙が解決を図るものとする。（※代替部品を含む保守部品調達に伴う製造業者との連絡調整等を含む。）
- (5) 業務を実施している際に、故障等異常が確認された場合は、速やかに甲に連絡を行い、その指示に従うこと。（軽微なものは除く。）また、復旧作業を行った場合は、速やかにその状況及び措置内容を報告するとともに原因調査を行うものとする。
- (6) 乙は、工事計画や台帳・図面整理等において甲から技術的な協力を求められた場合は、これに応じること。
- (7) 業務実施に当たっては、事前に天候の情報を収集し、悪天候が想定される場合には甲と協議のうえ当日の業務を中止すること。また、業務の実施中に天候が悪化、又は悪化が予想される場合には、状況に応じて甲と打ち合わせを行い、業務を中止・延期する等の措置を行うこと。
- (8) 委託先までの道路の規制情報については事前に確認すること。移動時に崩土や倒木、積雪等で支障を来すことが判明した場合は、甲に情報提供すること。（可能であれば写真を撮る。）
- (9) 委託場所が有人の施設においては、施設管理者の担当者に点検予定日を調整又は連絡すること。
- (10) 業務従事者は、業務の履行に適した服装とし、腕章等により身分を明確に表すものとする。また、常に環境の整備等に留意するものとする。
- (11) 大森山中継局への移動でモノレールを利用する場合、甲に予約申込みを行うこと。利用の際、利用前の状態を確認し、有資格者が運転操作を行い、作業終了後、モノレール点検報告書を速やかに提出すること。異常や気付いた点がある場合は、写真を添付し報告すること。

別表

修理に関する費用負担区分

修理の種類	甲	乙
自然災害（台風・落雷・地震・火災等）又は劣化によるもの	○	
点検時に確認された故障で同時に修理が可能なもの		○
点検時に確認された故障で別途修理が必要なもの	○	
甲の管理瑕疵あるいは甲の都合によるもの	○	
乙の管理瑕疵によるもの		○
上記以外のもの	甲乙協議による	

「劣化」とは、汚れ、変形、沈下、脱落、割れ、き裂、破損、損傷、焼損、腐食、さび、摩耗、損耗、緩み、詰まり、流体等の漏えい、変色その他これらに類する状態をいう。

委託施設		所在地
県庁統制局（県防災庁舎）		宮崎市橘通東2丁目10番1号
支部局	日南支部(日南総合庁舎)	日南市大字戸高1丁目12の1
	都城支部(都城総合庁舎)	都城市北原町24街区21号
	小林支部(小林総合庁舎)	小林市大字細野367の2
	高鍋支部(高鍋総合庁舎)	児湯郡高鍋町大字北高鍋3870の1
	西都支部(西都総合庁舎)	西都市大字三宅字下鶴9451
	日向支部(日向総合庁舎)	日向市中町2番14号
	延岡支部(延岡総合庁舎)	延岡市愛宕町2丁目15
	西臼杵支部(西臼杵支庁舎)	西臼杵郡高千穂町大字三田井22
	串間総合庁舎	串間市大字西方8970
	高岡土木事務所	宮崎市高岡町内山3100
中継局	鰐塚山中継局	宮崎市田野町本田野国有林70林班ら小班
	鵜戸中継局	日南市大字宮浦5468番地
	高畑山中継局	串間市大字本城黒荷田国有林72林班く小班
	大森山中継局	小林市須木柚園国有林50.51林班
	鏡山中継局	延岡市須美江町1126番地1
	吹山中継局	西都市大字南方字鳥の巣183番1
	土然ヶ丘中継局	小林市野尻町大字三ヶ野山
	白木八重中継局	児湯郡木城町大字石河内
	熊山中継局	日向市東郷町山陰丁
	天ヶ城公園中継局	宮崎市高岡町内山
	天包山中継局	児湯郡西米良村大字小川字木浦浦506-3
	清水岳中継局	東臼杵郡椎葉村大字松尾字松尾251の3
	上椎葉中継局	東臼杵郡椎葉村大字下福良字上椎葉1826番244
	速日峰中継局	延岡市北方町巳第1速日峰国有林122林班小班
	烏帽子岳中継局	西臼杵郡高千穂町大字向山字大岩の元3474
	榊形山中継局	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字栗の谷2100-1
	遠見山中継局	東臼杵郡門川町大字庵川字谷山5548の3
	畑倉中継局	児湯郡都農町大字川北字尾鈴国有林11林班へ小班
	えびの中継局	えびの市大字末永字えびの1489番地

県庁統制局

	機器名称	規格	数量
1	電話交換機	OKI製 DISCOVERY 01 (KG2300A)	1台
	ゲートウェイ接続回線	PRI 207/207ch	
	衛星・MCA等回線	OD 75/112ch	
	多重無線・庁舎接続回線	2M 292/360ch	
	INS回線	BRI 1/4ch	
	アナログ局線回線	CO 4/16ch	
	アナログ内線回線	LC 256/256ch	
	アナログOD内線回線	ODLC 3/8ch	
	IP対応デジタル内線回線	VoIP 105/160ch	
	コードレス内線回線	CDLC 6/8ch	
2	L2-SW		30台
3	VoIP-GW		一式
4	映像変換装置	MEDIAEDGE製 LEB PRO	1台
5	一般電話機	OKI製	85台
6	多機能電話機	〃	3台
7	IP多機能電話機	〃	190台
8	PHS基地局	〃	1台
9	PHS	〃	8台
10	無線LAN装置		一式

※ch 数は、使用／実装ch 数を示す

支部局

	機器名称	規格	数量
1	L2-SW		8台
2	一般電話機	OKI製	32台
3	IP電話機	〃	14台
4	映像変換装置	MEDIAEDGE製 LEB PRO	10台
5	無線LAN装置		一式

中継局

	機器名称	規格	数量
1	L2-SW		19台
2	IP電話機	OKI製	20台

※端子盤、配線を含む

定期点検実施要領細目

1 個別点検

機器名称	項 目	要 領
電話交換機	発着信通話確認	内線局線の通話状態を聴話して、音声等の良否を確認する
	各種信号音確認	各種信号音を聴話して良否を確認する
	動作状態確認	外観、FAN及びランプから動作状況を確認する
	入力電源点検	機器の入力電源端子の電圧を測定する
	バッテリー点検	停電時におけるバッテリーへの自動切替点検 バッテリー外観点検 電圧測定
	機器本体清掃	機器架内の清掃
	接続機能試験	各種トランクの発着信接続試験、ping接続試験及び動作状態の確認を行う
	障害警報動作試験	擬似障害を発生させ、対応動作及びランプ表示動作の確認を行う
	信号装置点検	各種信号音、断続パルス信号の点検
	サービス機能点検	各種サービス機能の試験を行い動作状態の確認を行う
	充電部点検	充電電圧及び電流を測定する。
	架内配線点検	各端子、接続部の確認
	保守機能確認	障害情報の収集、設定情報の確認、ログの外部出力
	バックアップ	交換機内データのバックアップ
	図書類・予備品確認	取扱説明書、試験成績書の保存状況及び予備品等の数量確認
	世代管理	運転ファイルの保存確認
L2-SW	動作状態確認	外観、FAN及びランプから動作状況を確認する
	機器本体清掃	機器の清掃
VoIP-GW	動作状態確認	外観、FAN及びランプから動作状況を確認する
	機器本体清掃	機器の清掃
映像変換装置	動作状態確認	外観及びランプから動作状況を確認する
	機器本体清掃	機器の清掃
電話機	電話機点検	通話試験、動作状態、配線部及びケーブルの点検・清掃
	発着信通話確認	内線局線の通話状態を聴話して、音声等の良否を確認する
無線LAN装置	動作状態確認	外観、ping接続試験から動作状況を確認する
	設置状態確認	地上からアンテナの状態を確認する
端子盤 屋内配線	外観点検、清掃	内線局線のジャンパー線及びケーブル等のハンダ付点検を確認し清掃をする 布線の良否を点検し、回路名、線番等について、常に明確に分かるように処置する

※外観点検

異音、異臭、振動、過熱、汚損、損傷、腐食 漏油、漏水、漏気、発錆、たるみ、緩み、断線、変形、変色等がないか確認する